

被害防止計画目標評価報告書

1 対象地域及び実施期間

対象地域	智頭町
実施期間	令和2年度～令和5年度

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

令和2年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ ニホンジカ	イノシシ 22頭 ニホンジカ 516頭	智頭町		<ul style="list-style-type: none"> ・シカは前年度比149%の捕獲となった。 ・侵入防止柵の整備と一体的に運用する捕獲わなによる捕獲、また緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。

令和3年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ ニホンジカ	ニホンジカ 511頭	智頭町		<ul style="list-style-type: none"> ・シカは前年度比99%の捕獲となった。 ・侵入防止柵の整備と一体的に運用する捕獲わなによる捕獲、また緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。

令和4年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ ニホンジカ	イノシシ 11頭 ニホンジカ 443頭	智頭町		<ul style="list-style-type: none"> ・シカは前年度比87%の捕獲となった。

捕獲確認	イノシシ・ニホンジカ	確認用ボード 確認用スプレー	智頭町		<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の整備と一体的に運用する捕獲わなによる捕獲、また緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。 ・確認用ボードとスプレーにより適切な捕獲確認に寄与した。
------	------------	-------------------	-----	--	---

令和5年度

事業内容	対象鳥獣	事業量	管理主体	供用開始	事業効果
緊急捕獲	イノシシ・ニホンジカ	イノシシ 69頭 ニホンジカ 424頭	智頭町		<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカは前年度比 95.7%であったが、イノシシは前年度比 627%となった。 ・侵入防止柵の整備と一体的に運用する捕獲わなによる捕獲、また緊急捕獲による捕獲推進により、農作物への被害が軽減された。

3 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年(令和元年度)の実績値(A)	目標値(B)	目標年(令和5年度)の実績値(C)	達成率(%) (A-C)/(A-B)	備考
イノシシ・ニホンジカ・カラス類による農作物被害軽減(70%)	360千円 31a	252千円 22a	746千円 56a	-358% -278%	

4 総合評価

<p>智頭町における鳥獣被害は被害面積(R1:31a、R2:126a、R3:169a、R4:116a、R5:56a)、被害額(R1:360千円、R2:1,382千円、R3:2,075千円、R4:1,638千円、R5:746千円)ともに基準となるR1年より増加した。目標に未達となったが、被害発生地域で侵入防止柵の設置を進めており、R3年</p>
--

を境に面積、金額ともに減少傾向となっている。一方で、今まで被害発生のなかった侵入防止柵の未整備エリアでの被害が広がっている。

また、有害捕獲頭数はイノシシ（R1：140頭、R2：1頭、R3：39頭、R4：66頭、R5：69頭）、ニホンジカ（R1：403頭、R2：507頭、R3：499頭、R4：329頭、R5：424頭）と横ばいである。このことから、被害軽減のためには、侵入防止柵の整備強化及び適切な管理による侵入防止効果の維持のほか、柵と捕獲わなの一体的な運用による捕獲効率の向上、地域の意識啓発による集落全体での鳥獣被害軽減に向けた取組が必要である。

5 第三者の意見

令和2年度から令和5年度にかけてワイヤーメッシュ柵や電気柵、捕獲檻を設置し、整備地区の農作物被害の軽減に繋がってきている。これにより、整備地区の農家の耕作意欲の維持・向上に繋がっている。

一方で、これまで整備地区へ被害をもたらした有害個体が、整備地区への侵入が出来なくなり、これまで被害の少なかった未整備地区へ侵入するようになった。未整備地区への侵入により、農家から耕作の意欲の低下が聞かれるようになり、また侵入防止柵の要望も増えてきている。今後も国交付金等の活用により、未整備地区の整備を進め、より高い効果を目指し、ワイヤーメッシュ柵や捕獲檻等の適切な管理と、一体的な運用による効率的な有害個体の捕獲などの実施を図っていく必要がある。

また、イノシシについては、地際からの侵入による農作物被害の報告もあることから、必要に応じて地際対策も強化する必要がある。

（智頭町農業委員会 前川 義憲）

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要領別記1の第6の2の(1)及び別記8の第6の1の(2)に基づき実施要領(別記1)別記様式第4号の改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 2の事業効果には、実施要領(別記1)別記様式第8号を参考に事業の実施により発現した効果を幅広く定量的に記入すること。なお、処理加工施設又は捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類、設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別紙に具体的に記載し、添付すること。(別紙)

